

## 平成27年度からの保育料のお知らせ

平成26年12月

平成27年度以降の認可保育園・認定こども園（長時間）・地域型保育事業の保育料をお知らせします。

今後、平成26年第4回区議会定例会の審議を経て、以下の通りの内容が決定される予定です。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 保育料の段階的改定について

保育料については、平成27年度と平成28年度で段階的に改定を行います。

### 保育の必要量の認定に応じて2区分の保育料になります

- 保育時間が
- ・ 1日あたり11時間まで・・・**保育標準時間認定**  
保育料表の保育標準時間保育料をご覧ください
  - ・ 1日あたり8時間まで・・・**保育短時間認定**  
保育料表の保育短時間保育料をご覧ください

保育短時間の認定を受けた方は、「保育短時間保育料」の適用となります。

（保育短時間保育料は・・・）

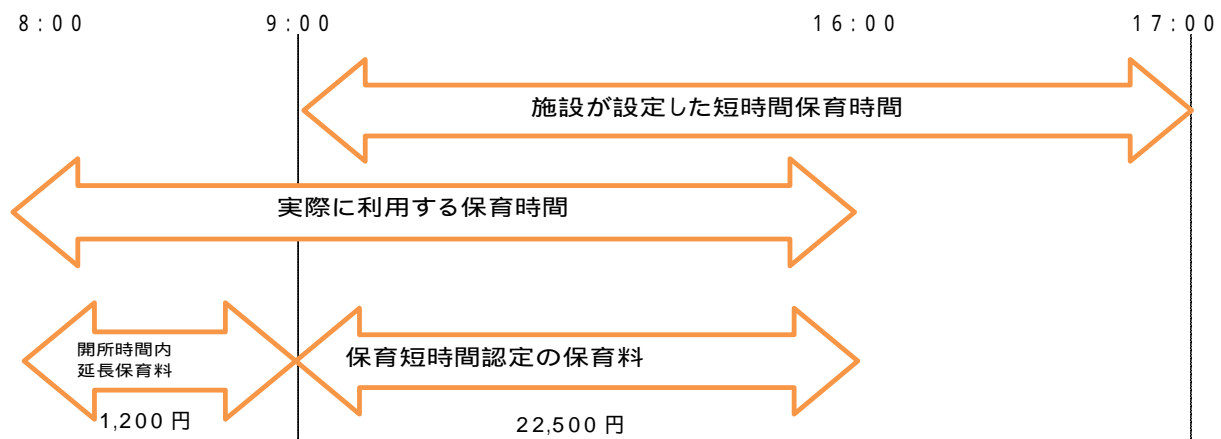
保育標準時間の保育料の90%の保育料となります。

各施設が設定した短時間保育時間の時間帯以外の利用をされる場合には、延長保育料がかかります。（開所時間内延長保育料）

<具体例> （27年度）

- D9階層の2歳児の保育料（月額）
- ・ 保育標準時間認定の場合・・・25,000円
  - ・ 保育短時間認定の場合・・・22,500円

保育短時間認定      利用希望時間 8時から16時まで  
入園した保育園の短時間保育時間の設定が9時から17時のとき



この場合、保育短時間保育料22,500円 + 開所時間内延長保育料1,200円  
合計で月額保育料は 23,700円となります。

## 区民税の所得割額から保育料を計算します

源泉徴収票や確定申告の写しなどの税資料の提出が不要になります。  
転入者など台東区に課税情報がない方は必要になります。

保育料の決定を年2回行います。

毎年、4月分～8月分は、前年度の区民税で保育料を計算します。  
9月分～3月分はその年度の区民税で保育料を計算します。

## 多子世帯の保育料を軽減します

認可保育園、認定こども園（長時間）、地域型保育事業に入園しているお子さんのうち、2番目のお子さんは半額に、第3子以降のお子さんの保育料を無料にします。

## 保育料の支払いが困難になったときは

災害や急激な所得の減少、高額な医療費がかかったときなど、やむを得ない事情がある場合には、保育料を減額する制度があります。

お早めに児童保育課保育相談係までご相談ください。

注) 地域型保育事業とは、子ども・子育て支援新制度のもとで、区が定めた基準により認可した少人数の単位で、0歳から2歳までの子どもを預かる事業です。

(小規模保育所、事業所内保育所など)

保育料についてのお問い合わせは、

台東区教育委員会

児童保育課保育相談係 (区役所6階 番窓口)

03 - 5246 - 1234 (直通)